

## 令和6年度 千葉地方最低賃金審議会

## 千葉県最低賃金審議日程(案)

令和6年2月21日作成

会議名称	開催月日	開催時間	備考
(予備日)※7/4の開催が困難な場合、公益・本審・運小を行う。	7月3日(水)	午後1時30分	
第1回目 公益委員会議	7月4日(木)	午後1時30分	
第1回目 本審議会 (県最賃改正諮問)		午後2時30分	
第1回目 運営小委員会		本審終了後	
(予備日)※7/4の開催が困難な場合、公益・本審・運小を行う。	7月5日(金)	午後1時30分	
第2回目 本審議会 (中賃目安伝達) (特定最賃必要性諮問)	7月29日(月)	午後1時30分	
第1回目 県最賃専門部会		本審終了後	
第1回目 特別小委員会	8月1日(木)	午後1時30分	特定最賃の必要性有無の検討
第2回目 県最賃専門部会		午後2時30分	
第3回目 県最賃専門部会	8月2日(金)	午後2時00分	
第4回目 県最賃専門部会	8月5日(月)	午後1時15分	
第3回目 本審議会 (県最賃答申)		午後3時30分	
第5回目 県最賃専門部会(予備日)	8月7日(水)	午後1時15分	
第4回目 本審議会(予備日) (県最賃答申)		午後3時30分	
第2回目 特別小委員会	8月21日(水)	午前9時30分	特定最賃の必要性有無の検討
第5回目 本審議会 (県最賃異議申出諮問、答申)		午前11時00分	
第2回目 公益委員会議		本審終了後	
第6回目 本審議会(予備日) (県最賃異議申出諮問、答申)	8月23日(金)	午前11時00分	
第3回目 公益委員会議(予備日)		本審終了後	

指定発効日 10月1日(火) ※8月5日までに答申が出た場合

法定発効日 10月3日(木) ※8月7日までに答申が出た場合

--

は前年の実施状況を示す